

【協議事項】

三条市地域公共交通協議会規約新旧対照表

改正後（案）		現行	
○三条市地域公共交通協議会規約 第1条～第5条 （略） （組織） 第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。 2・3 （略） 第7条～第18条 （略） 別表1（第6条関係）		○三条市地域公共交通協議会規約 第1条～第5条 （略） （組織） 第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。 2・3 （略） 第7条～第18条 （略） 別表1（第6条関係）	
区分	委員	区分	委員
（略）		（略）	
法第6条第2項第2号の委員	（略）	法第6条第2項第2号の委員	（略）
	<u>ウエスト観光バス株式会社 代表取締役</u>		<u>新潟交通観光バス株式会社 常務取締役</u>
	（略）		（略）